

「人権のひろば」に対するご意見、ご感想は秘書広報課または、人権室までお寄せください。

世界人権宣言から76年 人権について改めて考える

皆さんは世界人権宣言をご存じですか。20世紀に人類は二度にわたり世界大戦を経験しました。多くの尊い生命を奪った二つの大戦の教訓として、1948年パリで開催された国連総会において世界人権宣言が採択されました。国連は採択日である12月10日を、人権デーと定めています。

宣言では平等の権利、差別されない権利、法の下での平等、思想と宗教の自由、教育を受ける権利などが定められています。これは基本的人権を保障するための目標と基準がうたわれた画期的な宣言でした。これらの基準は、世界各国の憲法や法律に取り入れられていくとともに、国際会議の決議にも用いられるなど全世界に強い影響を及ぼしています。

世界人権宣言が採択されてから今年で76年を迎えますが、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル

とイスラム組織との軍事衝突など、今なお世界各地で平和と人権が脅かされています。

また、インターネットの普及により、SNS上での個人への誹謗中傷やプライバシーを侵害する行為などの問題も生まれました。時代の流れとともに社会は変化し、新たな人権問題も引き起こされていると言えます。

私たちにできること

大事なことは人権問題に関心をもち、正しい知識を得ることです。そうすることで多角的な視点で物事を捉えて正しい判断ができるようになります。加えて、忘れてはならないことは他者を思いやる気持ちです。自分も含めたすべての人は、かけがえのない存在であり、相互に理解し尊重するべき存在であると心にとどめておくことが大切ではないでしょうか。

市の取り組み

法務省の人権擁護機関は12月4日～10日を入権週間と定め、人権について考える取り組みを行って

います。

市でも、毎年「人権週間の記念のつどい」を開催しており、参加者から好評をいただいています。

今年は12月5日に開催し、奇跡の7本指のピアニスト、西川悟平さんをゲストにお招きします。突如発症した難病・ジストニアから、懸命なりハビリを経て7本指で再起を果たした西川さん。トークショーとコンサートを通して、改めて人権について考えてみませんか。



相談

生活、人権、就労、進路選択の相談を行っています。

●北条人権文化センター（特非）ほうじょう
毎月、金曜日午前9時～午後5時30分（火・金曜日は午後8時30分まで）
☎070・25660

●野崎人権文化センター（特非）大東野崎人権協会
毎月、金曜日、第1・3土曜日午前9時～午後6時（月・木曜日は午後8時まで）※最終受付は30分前
☎070・8810

●ワークサポート大東（就労相談のみ）
毎月、金曜日午前10時～午後6時
所住道2・2 大東サンメイツ2番館4階
☎070・5370（予約制）

消費生活センター だより

シリーズ 257

ネット広告で見つけた「弁護士会」
会わずに契約して大丈夫？

相談概要

インターネットで知り合った人から投資を勧められ100万円を振り込んだが、相手と連絡が取れなくなり、だまされたことに気付いた。インターネットで「詐欺被害に強い弁護士」を見つけ、「返金を受けられる」「相手と連絡がとれなくても大丈夫」と書いてあったので電話を試してみた。相談などは無料通話アプリで行い、契約書もインターネット上で交わすと説明された。信用してよいのか。

アドバイス

一度振り込んでしまったお金の返金を受けることは困難です。

一方、インターネット上には「詐欺被害」に対して、弁護士が相談を募るサイトが見受けられ、無料通話アプリなどのSNSや電話だけでやり取りし、着手金を支払ったが、その後対応されないという「二次被害」が増えています。

弁護士への相談を考えるとときには、直接弁護士に会って事件の見通しや着手金・報酬金について説明を受け、委任内容を協議したうえで、契約するようにしましょう。

不安に思ったときや分からないことがあれば消費生活センターにお問い合わせください。

消費生活センター ☎070・0492（土・日曜日、祝日を除く）